

## 巻 頭 言

# 環境汚染物質としての放射能

広島市衛生研究所長 岩 崎 幸 治



東日本大震災から1年が経ち、追悼式典が各地で開催されました。この震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復興をお祈りいたします。

さて、私はこの3月まで行政部門に在職していましたが、衛生研究所に異動となり、このたび全国環境研会誌の巻頭言を執筆する機会を得ました。今回の原子力災害に関連し、多くの環境研究所では放射能汚染に関する調査研究等に取り組まれていることと思いますが、ここでは、事故に関連した最近のニュース等をもとに述べさせていただきます。

原子力発電所における放射能汚染事故でよく知られているのが1986年のチェルノブイリ原子力発電所の火災事故です。この火災事故が報道された当初は、地球の裏側のことであり日本に影響はないであろうと予測されていましたが、放出された放射性物質は対流圏上層を流れるジェット気流により事故から約1週間後には日本にもその影響が観測されました。しかし、この事故による日本への影響は短期間で減少し、輸入食品の検査など特定の機関を除いて調査は早期に終了しました。

今回の原子力発電所の事故では水素爆発が発生し放射性物質を多量に放出するというチェルノブイリ原子力発電所の事故に匹敵する原子力災害となりました。原子炉の冷温停止状態を維持するとともに、放射能汚染除去のため、現在も多くの関係者の方々の努力が続けられていますが、原子炉内の核燃料の状況はまだ確認できていません。核燃料の早期の封じ込めと除染が望まれるところです。

国においては今回の事故を契機に原子力行政の

見直しを行うこととし、環境省設置法等の一部改正法案を国会に提出したところです。放射性物質の利用に関しては、現在まで原子力基本法の枠の中で複数の機関により原子力発電所等の規制が行われてきました。この法律案では、環境省に原子力規制庁を置き原子力安全規制を一元的に行うとともに、環境基本法第13条を削除して放射性物質による大気汚染等の防止のための措置を同法の適用対象とすることとしています(与野党の協議により一部修正となり、「原子力規制委員会設置法案」が平成24年6月20日に国会可決した)。

また、今回の事故では食品からも放射性セシウムなどが検出される事態となり、原子力安全委員会が原子力発電所等の事故を想定し示していた「飲食物摂取制限に関する指標」に基づく暫定基準により食品等の規制が行われました。そして本年4月には、より一層食品の安心と安全を確保する観点から年間許容被ばく線量の見直しを行い、それに基づく新基準が設けられ施行されたところです。

住民の方々においても自衛措置が積極的にとられました。先日報道されたテレビ番組では、市民団体が独自に放射能測定器を購入し食品の検査を行っており、その代表者が「セシウムの基準値がいくらであるかは関係ない。無いことが大切なのだ」と述べていたのは印象に残っています。

環境中に放出されたセシウム137の半減期は約30年と非常に長く、今後長期間のモニタリングが必要となります。被災された各自治体では汚染マップの作成やその除染対策等に取り組まれていることと思いますが、関係者皆様のご尽力により被災された皆様が少しでも早く安心して暮らせる日が訪れることを心から祈念いたします。